

令和5年度 母子保健対策関係予算の概要

(こども家庭庁予算)

(令和4年度予算)

16,693百万円

(令和5年度当初予算)

17,685百万円

すべてのこどもが健やかに育つ社会の実現を目指し、成育基本法や、母子保健にかかる様々な取組を推進する国民運動計画である「健やか親子21(第2次)」等を基盤とし、地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援等を推進する。

1 成育基本法等を踏まえた母子保健医療対策の推進

11,709百万円

→ 12,523百万円

～地域における切れ目のない妊娠・出産支援等の推進～

(1) 所得制限のない利用料減免の導入など産後ケア事業等の推進【拡充】

- ・ 住民税非課税世帯に限定されている産後ケア事業の利用料の減免について、支援を必要とする全ての産婦が産後ケアを利用することができるよう、所得の如何に関わらず利用料の減免(2,500円/日(平均利用料の半額)、最大5日)を導入する。
- ・ 産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施場所の修繕の対象施設について、「自己所有物件」だけではなく「賃借物件」まで拡大し、より身近な場で妊産婦等を支える体制を整える。

(2) 低所得の妊婦に対する初回産科受診料の支援【新規】

- ・ 低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、要件を満たす妊婦の初回の産科受診料を助成する。

(3) プレコンセプションケアを含む性や妊娠に関する正しい知識の普及や性と健康の相談支援

- ・ 不妊に悩む夫婦、将来子を持ちたいカップル、身体的・精神的な悩みを有する女性等への相談指導や、不妊治療、妊娠・出産、女性の健康に関する医学的・科学的知見の普及啓発等を実施する。

(4) 若年妊婦等への相談等支援【拡充】

- ・ 若年妊婦等へのアウトリーチやSNS等を活用した相談支援体制を推進するとともに、産科受診等支援(性感染症などの疾病等に関する受診を含む。)の充実を図る。

(5) 死産・流産等を経験された方や不妊症・不育症に対する相談支援等【拡充】

- ・ 医療機関や、相談支援等を行う自治体、当事者団体等の関係者等で構成される協議会等の開催、当事者団体等によるピア・サポート活動等への支援等を実施する。
- ・ 先進医療として実施される不育症検査に要する費用への助成を行う。また、自治体を実施する不育症検査に係る広報啓発費用の補助を行う。

(6) 母子保健対策の強化【拡充】

- ・ 両親学級のオンライン実施やSNSを活用したオンライン相談、母子保健に関する記録の電子化及び各種健診に必要な備品（屈折検査機器等）の整備など、地域の実情に応じた母子保健対策の強化を図るための事業を実施する。
- ・ 新たに、都道府県による成育医療等に関する協議会の設置などの広域支援の推進等を実施する。

(7) 低出生体重児等多様性に配慮した分かりやすい母子保健情報の充実【新規】

- ・ 「母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会」を踏まえ、母子保健に関する情報をわかりやすく提供するためのコンテンツを作成し、様々なニーズを捉えた情報発信の充実を図る。

(8) こどもの心の診療ネットワーク事業

- ・ 様々なこどもの心の問題に対応するため、都道府県等における拠点病院を中核とし、医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、災害時のこどもの心の支援体制づくりを実施する。

(9) 産婦健康診査事業

- ・ 退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を実施する。

(10) 多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業

- ・ 多胎児を妊娠した妊婦は、単胎妊娠の場合よりも頻回の妊婦健康診査受診が推奨され、受診に伴う経済的負担が大きくなることから、通常14回程度の妊婦健康診査よりも追加で受診する健康診査に係る費用を補助することで、多胎妊婦の負担軽減を図る。

(11) 新生児聴覚検査の体制整備事業

- ・ 聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査の実施に係る関係機関による協議会の設置、研修会の実施や普及啓発等のほか、新生児聴覚検査結果の情報集約や医療機関・市町村への情報共有・指導等、難聴と診断された子を持つ親等への相談支援、産科医療機関等の検査の実施状況の把握や精度管理の実施を支援することにより、都道府県における新生児聴覚検査の推進体制を整備する。

(12) 被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業

- ・ 令和元年台風15号及び台風19号、令和2年7月豪雨において被災した妊産婦及び乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援体制を確保するため、被災県及び被災県内市町村に対して補助を行う。

(13) 予防のためのこどもの死亡検証体制整備等

- ・ 予防のためのこどもの死亡検証（Child Death Review）について、体制整備に向け、都道府県等における実施体制を検討するためのモデル事業として、関係機関による連絡調整、こどもの死因究明にかかるデータ収集及び整理、有識者や多機関による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための費用の支援を実施するとともに、国において、必要なデータや提言の集約、技術的支援を実施する。
- ・ こどもの死亡に関する情報について、一覧性があり、検索がしやすいポータルサイトを整備し、予防可能なこどもの死亡事故の予防策等について普及・啓発を行う。

(14) 出生前検査認証制度等啓発事業等【一部新規】

- ・ 出生前検査に関する相談支援を担う地方自治体の取組を推進するとともに、妊婦等に対する正しい情報の提供及び認証制度等の啓発を行う。
- ・ 国において、「出生前検査認証制度等運営委員会」から認証を受けた出生前検査を実施する医療機関や検体検査を受託する検査解析機関より、出生前検査の実績等のデータを収集し、分析・評価を行う。

【令和4年度第2次補正予算】

- 母子保健情報デジタル化実証事業 4.8億円
母子保健情報のデータ連携を推進するため、モデル的に複数の自治体において健康管理システムの改修や民間アプリの活用等によるデータ連携を行い、課題等を検証した上で全国展開に向けた検討を行う検証事業を実施する。
- 産後ケア事業の整備 3.2億円
産後ケア事業にかかる整備費について、補助率1／2相当額を2／3相当額に引き上げ、各市町村の取組を推進する。
- 産後ケア事業を行う施設における新型コロナウイルス感染症対策 0.1億円
新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した産後ケア事業を行う施設が、継続した事業実施が行えるよう、施設の消毒や清掃、追加的に必要となる人員の確保等に必要な経費を補助する。
- 新型コロナウイルス感染症流行下における妊婦等総合対策事業 12.4億円
 - ・ 不安を抱える妊婦への分娩前のウイルス検査
強い不安を抱える妊婦もしくは基礎疾患を有する妊婦がかかりつけ産婦人科医と相談し、本人が希望する場合に、分娩前にPCR等のウイルス検査を受けるための費用を補助する。
 - ・ 幼児健康診査個別実施支援事業
新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、密閉空間・密集場所・密接場面を避けるために、幼児健康診査を集団健診から医療機関における個別健診へ切り替えた場合に生じる市区町村の負担を軽減する。

2 未熟児養育医療等

3,719百万円 → 3,684百万円

- ・ 身体の発育が未熟のまま生まれた未熟児に対する医療の給付等を行う。また、特に長期の療養を必要とする結核児童に対する医療の給付を行うとともに、必要な学習用品・日用品を支給する。

3 こども家庭科学研究（仮称）等の推進【新規】

799百万円 → 947百万円

- ・ 厚生労働省において実施している厚生労働科学研究事業及びAMED（日本医療研究開発機構）研究費の一部について、こども家庭庁において引き続き実施するための費用を計上し、保健、医療、療育、福祉、教育分野等のこども家庭分野に係る行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ること等を目的として実施する。

4 成育基本法に基づく取組の推進【拡充】

34百万円 → 34百万円

- ・ 令和元年12月に施行された成育基本法を踏まえ、従来までの「健やか親子21（第2次）」による母子保健分野の取組に加え、医療、教育などの幅広い分野において、成育基本法に基づく取組を推進していくため、国民全体の理解を深めるための普及啓発等を実施する。
- ・ 令和5年度においては、各自治体の母子保健事業の実施状況や母子保健サービス等に係る当事者のニーズ等の調査を行うとともに、当事者にも伝わるよう母子保健に係るコンテンツを整理し、包括的に情報発信する。

5 旧優生保護一時金の支給等

385百万円 → 382百万円

- ・ 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者からの請求を受付、調査し、内閣総理大臣に提出するほか、一時金の支給手続き等に係る周知及び相談支援を行う。

6 その他

48百万円 → 114百万円

- ・ 母子保健に携わる指導的立場にある者に対する研修などを実施する。
- ・ その他、令和5年度実施予定の乳幼児身体発育調査に係る費用等を計上。

子育て世代包括支援センター

【平成27年度創設】

目 的

- 主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、**母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供**を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた**妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築すること**を目的とする。 ※平成29年度より法定化（法律上は「母子健康包括支援センター」）

内 容

◆ 実施主体

市町村

◆ 対象者

主として、妊産婦及び乳幼児並びにその保護者

◆ 内 容

- (1) 妊産婦及び乳幼児等の実情の把握
- (2) 妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導の実施
- (3) 支援プランの策定
- (4) 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整

◆ 職員配置

- (1) 保健師、助産師、看護師及びソーシャルワーカーを1名以上
- (2) 困難事例へ対応するため、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職を1名以上（R7までは配置しないことも可）（R3～）
- (3) 利用者支援専門員を1名以上（地域の実情等により配置しないことも可）
- (4) 補助者（任意）

予算補助等

◆ 活用可能な予算（R5年度予算）

子ども・子育て支援交付金（内閣府）及び重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）1,920億円の内数

◆ 補 助 率

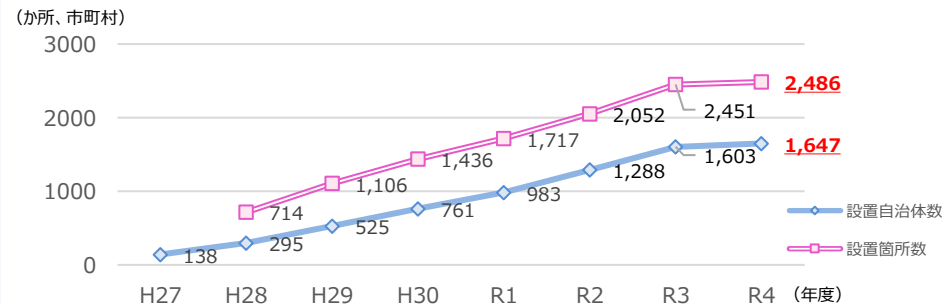
国2/3、都道府県1/6、市町村1/6

◆ 補助単価案（利用者支援事業母子保健型の場合）

1か所あたり年額 4,497千円～14,331千円

※ 職員配置により異なる

設置状況

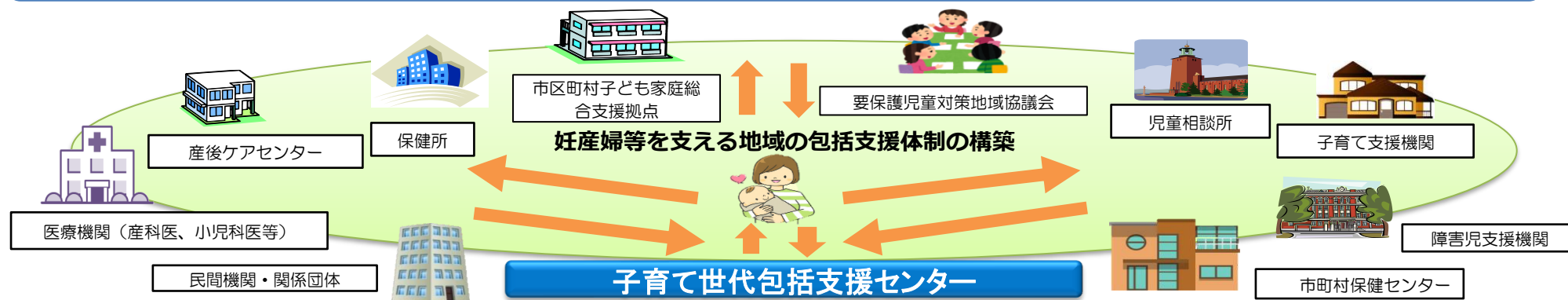


※ 各年度4月1日現在（母子保健課調べ）

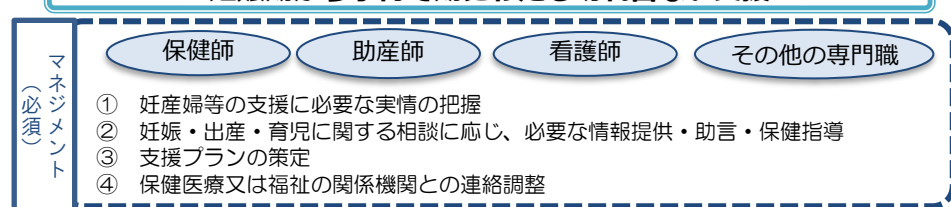
※ 平成27年度は利用者支援事業母子保健型による補助金を活用している自治体数

子育て世代包括支援センターによる包括的な支援体制の構築

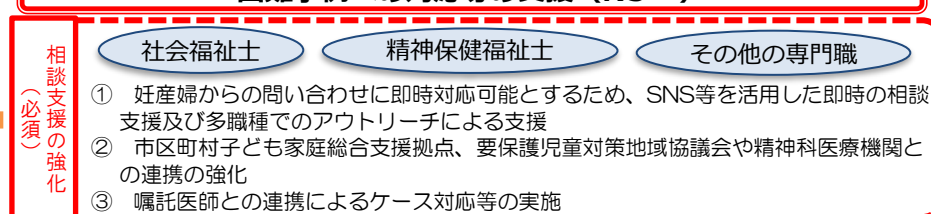
- **妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できること**を目的とするもの
- 保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、**健診等の「母子保健サービス」と地域子育て支援拠点等の「子育て支援サービス」を一体的に提供**できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行うとともに、**伴走型の相談支援と経済的支援を一体的に実施**。
- 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化（法律上は「母子健康包括支援センター」）※H29.4.1施行
 - 実施市町村数：1, 647市区町村、2,486カ所（R4.4.1現在）



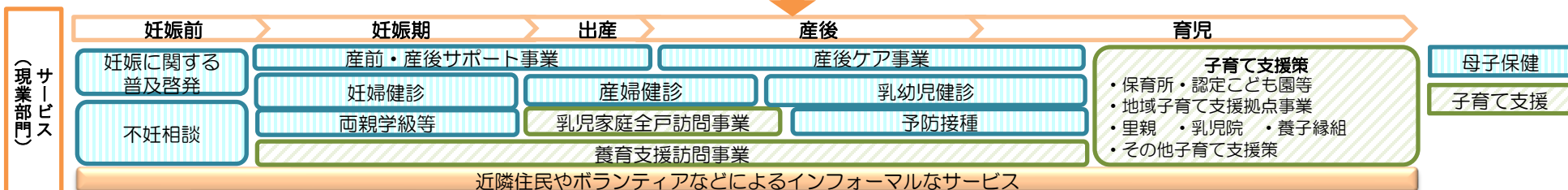
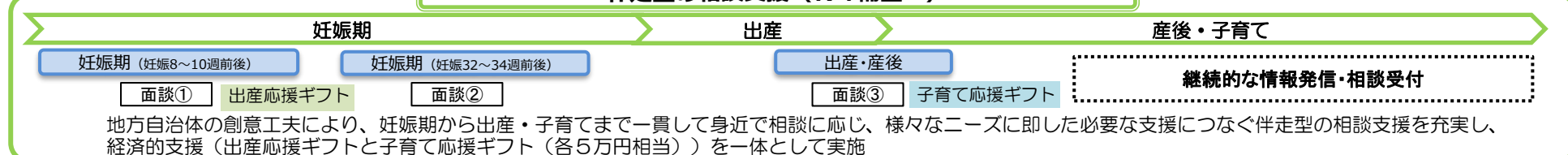
妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援



困難事例への対応等の支援（R3～）



伴走型の相談支援（R4補正～）



母子保健医療対策総合支援事業

令和5年度当初予算 122億円 (R4予算額: 114億円)

- 妊産婦及び乳幼児等に対して、各種相談や、健康の保持・増進に関する事業を実施することにより、地域における切れ目のない妊娠・出産等の支援を推進する。

【対象事業】

1 こどもの心の診療ネットワーク事業	1.2億円 (1.2億円)	8 予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業	1.1億円 (1.1億円)
2 不育症検査費用助成事業【拡充】	4.5億円 (12億円)	9 母子保健対策強化事業【拡充】	6.7億円 (5.3億円)
3 妊娠・出産包括支援事業	75億円 (63億円)	10 性と健康の相談センター事業	9.5億円 (9.2億円)
・産前・産後サポート事業【運用改善】		・特定妊婦等に対する産科受診等支援加算【拡充】	
・産後ケア事業【拡充】		・若年妊婦等支援強化加算	
・妊娠・出産包括支援緊急整備事業【拡充】		・出生前遺伝学的検査加算	
・子育て世代包括支援センター開設準備事業		・HTLV-1母子感染対策加算	
・妊娠・出産包括支援推進事業 (都道府県のみ)		・不妊症・不育症ネットワーク支援加算【運用改善】	
4 産婦健康診査事業	18億円 (18億円)	11 低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業【新規】	1.3億円
5 多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業	0.9億円 (0.9億円)		
6 新生児聴覚検査の体制整備事業	3.5億円 (3.5億円)		
7 被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業	0.05億円 (0.2億円)		

こどもの心の診療ネットワーク事業

令和5年度当初予算：1.2億円（1.2億円）
【平成20年度創設】

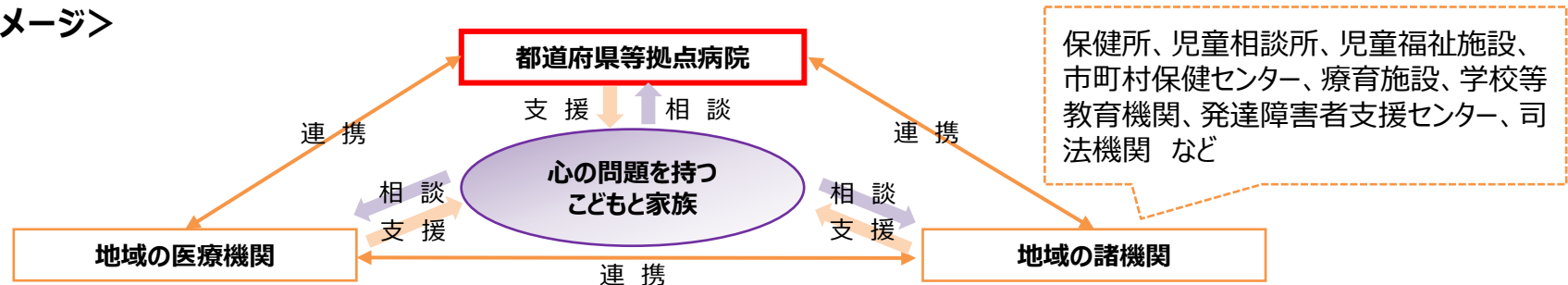
目 的

- 様々なこどもの心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、都道府県及び指定都市における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉関係機関等と連携した支援体制の構築を図るとともに災害時のこどもの心の支援体制を構築することを目的とする。

内 容

- (1) こどもの心の診療支援（連携）事業
様々なこどもの心の問題、被虐待児や発達障害の症例に対する医学的支援、関係機関への専門家の派遣等を実施。
- (2) こどもの心の診療関係者研修・育成事業
医師、関係専門職の実地研修等、こどもの心の診療に専門的に携わる医師及び関係専門職の育成、地域の医療機関職員、保健福祉機関職員に対する講習会を実施。
- (3) 普及啓発・情報提供事業
こどもの心の診療等に関する普及啓発・情報提供を実施。

<事業イメージ>



実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体 : 都道府県、指定都市
- ◆ 補助率 : 国 1 / 2、都道府県・指定都市 1 / 2
- ◆ 補助単価案 : 月額 1,458,000円

事業実績

- ◆ 実施自治体数 : 20自治体（21自治体）
- ※ 岩手県、千葉県、東京都、石川県、山梨県、長野県、静岡県、三重県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、沖縄県、札幌市
- ※ 令和3年度変更交付決定ベース
括弧は令和2年度変更交付決定ベース

不育症検査費用助成事業【拡充】

令和5年度当初予算：4.5億円（12億円）

【令和3年度創設】

目 的

- 現在、研究段階にある不育症検査のうち、保険適用を見据え先進医療として実施されるものを対象に、不育症検査に要する費用の一部を助成することにより、不育症の方の経済的負担の軽減を図る。

内 容

◆ 対象者

既往流死産回数が2回以上の者

◆ 対象となる検査

通知により助成対象と定める検査

（流死産の既往のある者に対して先進医療として行われる不育症検査）

◆ 実施医療機関

当該先進医療の実施医療機関として承認されている保険医療機関のうち、保険適用されている不育症に関する治療・検査を、保険診療として実施している医療機関

◆ 補助単価（案）

検査費用助成：検査費用の7割に相当する額※ただし、6万円を上限とする。

＜拡充事項＞ 広報啓発費用（事務費）を補助する：1自治体あたり2,781千円（年額）

（参考）先進医療とは

- 未だ保険診療として認められていない先進的な医療技術等について、安全性・有効性等を確保するための施設基準等を設定し、保険診療と保険外診療との併用を認め、将来的な保険導入に向けた評価を行う制度。
- 入院基本料など一般の診療と共通する部分（基礎的部分）については保険が適用され、先進医療部分は患者の自己負担となる。
- 個別の医療技術が先進医療として認められるためには、先進医療会議で安全性、有効性等の審査を受ける必要があり、実施する医療機関は厚生労働大臣への届出又は承認が必要となる。

実施主体・補助率

- ◆ 実施主体：都道府県、指定都市、中核市
- ◆ 補助率：国1／2、都道府県等1／2

事業実績

- ◆ 実施自治体数：113自治体
- ※令和3年度変更交付決定ベース

妊娠・出産包括支援事業【拡充】

令和5年度当初予算：75.3億円（62.6億円）
【平成26年度創設】

目 的

- 子育て世代包括支援センターの設置及び産後ケア事業の実施の促進を図るとともに、産前・産後サポート事業等を地域の実情に応じて実施し、妊産婦等に必要な支援体制の強化を図る。
- さらに、都道府県等が人材育成のための研修を行う等、市町村に対し、妊娠・出産包括支援事業を推進するための体制を整備することを目的とする。

内 容

1. 市町村事業

（1）産前・産後サポート事業（H26～）

妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感を解消を図る。

（2）産後ケア事業【拡充】（H26～）

産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等（産後ケア）を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。

<拡充事項>

利用者の所得の状況に関わらず産後ケア事業を利用しやすい環境を整える観点から、産後ケア事業を必要とする全ての産婦に対して、利用者負担の減免支援を導入。

（3）妊娠・出産包括支援緊急整備事業【拡充】（H26～）

産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施場所の修繕を行うことにより、より身近な場で妊産婦等を支える仕組みに必要な体制を緊急に整備する。

<拡充事項>

修繕の対象施設について、「自己所有物件」だけでなく「賃借物件」まで拡大。

（4）子育て世代包括支援センター開設準備事業（H29～）

子育て世代包括支援センターに係る開設準備のため、職員の雇い上げや協議会の開催等を行うことにより、当該センターを円滑に開設する。

2. 都道府県事業

・ 妊娠・出産包括支援推進事業（H27～）

連絡調整会議、保健師等の専門職への研修、産後ケア事業等のニーズ把握調査等を行い、市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施するための体制整備を推進する。

①連絡調整会議、②保健師等の専門職への研修、③ニーズ把握調査、④市町村共同実施の推進、⑤その他

産前・産後サポート事業（妊娠・出産包括支援事業の一部）

令和5年度当初予算：16.3億円（16.5億円）

【平成26年度創設】

目的

- 妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感を解消を図ることを目的とする。

内容

◆ 対象者

身近に相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当と判断される妊産婦及びその家族。

◆ 内容

- （１）利用者の悩み相談対応やサポート
- （２）産前・産後の心身の不調に関する相談支援
- （３）妊産婦等をサポートする者の募集
- （４）子育て経験者やシニア世代の者等に対して産前・産後サポートに必要な知識を付与する講習会の開催
- （５）母子保健関係機関、関係事業との連絡調整
- （６）多胎妊産婦への支援（多胎ピアサポート、多胎妊産婦サポーター等による支援（R2～）
- （７）妊産婦等への育児用品等による支援（R2～）
- （８）出産や子育てに悩む父親支援（R3～）

◆ 実施方法・実施場所等

「アウトリーチ（パートナー）型」：実施担当者が利用者の自宅に赴く等により、個別に相談に対応

「デイサービス（参加）型」：公共施設等を活用し、集団形式により、同じ悩み等を有する利用者からの相談に対応

◆ 実施担当者

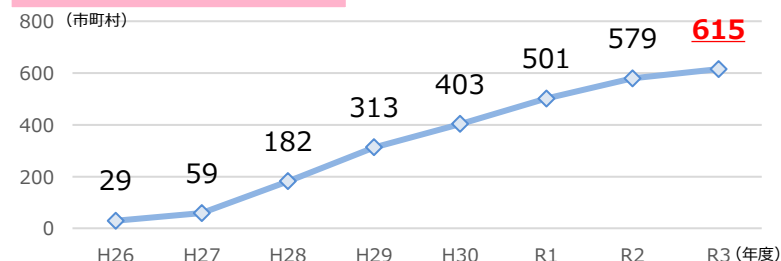
- ① 助産師、保健師又は看護師
- ② 子育て経験者、シニア世代の者等

※ 事業内容（２）の産前・産後の心身の不調に関する相談支援は、①に掲げる専門職を担当者とすることが望ましい

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：国 1 / 2、市町村 1 / 2
- ◆ 補助単価案：月額170,900円～2,745,700円（人口により異なる）
その他、多胎妊産婦等支援など取組に応じた加算あり。

事業実績



※ 令和3年度変更交付決定ベース

多胎妊産婦等支援【運用改善】（産前・産後サポート事業の一部）

令和5年度当初予算：産前・産後サポート事業16.3億円の内数
【令和2年度創設】

目的

- 多胎妊産婦への支援について、多胎ピアサポート事業や、育児サポーター等派遣事業を実施することにより、誰もが子育てをしやすい環境を整える。

内容

◆ 対象者

多胎妊産婦及び多胎家庭

※（2）多胎妊産婦等サポーター等事業については、2歳程度までの多胎児を育児する者を対象者の目安とし、個別の事情を踏まえて判断

◆ 内容

（1）多胎ピアサポート事業

多胎児の育児経験者家族との交流会等の実施や、多胎妊婦が入院している場合、外出が困難な場合などにおいて、必要に応じて多胎児の育児経験者によるアウトリーチでの相談支援を実施する。

（2）多胎妊産婦等サポーター等事業

多胎妊産婦や多胎家庭のもとへサポーターを派遣し、外出時の補助や、日常の育児に関する介助を行う。また、当該サポーターを派遣する前に、多胎妊産婦等への支援に際して必要な知識等を修得するための研修を実施する。



実施主体・補助率等

◆ 実施主体：市町村

【運用改善】市町村内の多胎妊産婦が少人数である場合、都道府県が本事業を実施することを可能とする。

◆ 補助率：国1／2、市町村1／2

◆ 補助単価案

多胎ピアサポート事業	月額208,200円
多胎妊産婦等サポーター等事業	月額161,600円～745,900円 (人口により異なる)

事業実績

◆ 実施自治体数

多胎ピアサポート事業 72自治体

多胎妊産婦等サポーター等事業 71自治体

※ 令和3年度変更交付決定ベース

出産や子育てに悩む父親支援（産前・産後サポート事業の一部）

令和5年度当初予算：産前・産後サポート事業16.3億円の内数

【令和3年度創設】

目 的

- 家族との関わり方に対する不安や、男性の育児参加の促進に伴って生じる出産・子育てに関して悩む父親に対する支援のため、子育て経験のある父親等によるピアサポート支援や、急激な環境の変化による父親の産後うつへの対応を行う。

内 容

◆ 対象者

出産・子育てに関して悩む父親

◆ 内 容

（1）ピアサポート支援等

子育て経験のある父親や、現在子育て中の父親による交流会等の実施や、子育て経験のある父親による相談支援を実施することで、子育てに関する悩みの共有や情報交換を行い、さらに子どもや父親のライフステージに応じた子育ての方法を学ぶ場として、継続的な支援を実施する。

（2）父親相談支援

妻の妊娠・出産や子どもの誕生・成長によって生じる、父親自身における仕事のスタイルや生活環境の急激な変化に関する悩みやうつ状態に対応するため、相談支援や、そのために必要な知識を取得するための研修を実施する。



実施主体・補助率等

◆ 実施主体 ：市町村

◆ 補 助 率 ：国 1 / 2、市町村 1 / 2

◆ 補助単価案

ピアサポート支援等事業

月額 59,000円

父親相談支援

月額154,800円

産後ケア事業（妊娠・出産包括支援事業の一部）【拡充】

令和5年度当初予算：57.2億円（44.4億円）

【平成26年度創設】

目的

○ 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業の全国展開を図る。子育て世代包括支援センターにおける困難事例や、新型コロナウイルスに対して不安を抱いている妊産婦等への対応の強化に対する受け皿としても活用する。

※ 従来予算事業として実施されてきた「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、市町村の努力義務として規定された（令和3年4月1日施行）

※ 少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）において、2024年度末までの全国展開を目指すとしている。

内容

◆ 対象者（令和5年度実施要綱改正（案））

産後ケアを必要とする者

◆ 内容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。（利用期間は原則7日以内）

◆ 実施方法・実施場所等

- （1）「宿泊型」・・・病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施
- （2）「デイサービス型」・・・個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
- （3）「アウトリーチ型」・・・実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

◆ 実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。※ 宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

実施主体・補助率等

◆ 実施主体：市町村

◆ 補助率：国1/2、市町村1/2

◆ 補助単価案

- （1）デイサービス・アウトリーチ型 1施設あたり月額 1,696,000円
- （2）宿泊型 1施設あたり月額 2,474,700円

（3）①住民税非課税世帯に対する利用料減免（R4～） 別紙参照

1回あたり 5,000円

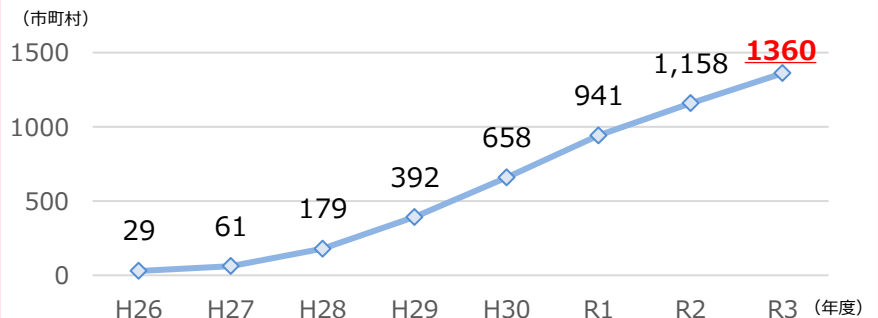
②上記①以外の世帯に対する利用料減免【拡充】（R5～）

1回あたり 2,500円

（4）24時間365日受入体制整備加算 1施設あたり年額 2,715,600円

※（1）及び（2）の補助単価は6か所を上限とする。（委託先の数を制限するものではない）

実施自治体



※ 令和3年度変更交付決定ベース

産後ケア事業の利用者負担の減免支援について

令和5年度予算における利用者負担の減免支援の拡充

- 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業については、令和元年の母子保健法改正により、市町村の努力義務とされ、少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）においても、2024年度末までの全国展開を目指すこととされている。
- また、全世代型社会保障構築会議においても、産前・産後ケアの体制を充実するとともに、利用者負担の軽減を図ることが検討課題の一つとして挙げられている。
- 産後ケア事業の利用者負担については、令和4年度から非課税世帯を対象に減免支援を実施することとしたところであるが、上記のような状況を踏まえ、利用者の所得の状況に関わらず、産後ケア事業を利用しやすい環境を整える観点から、産後ケア事業を必要とする全ての産婦に対して、利用者負担の減免支援を導入する。

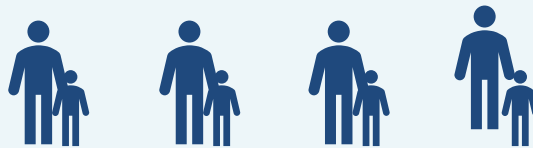
①非課税世帯

R4年度より減免支援
(5,000円/回)



②全ての産婦（①以外）

R5年度より減免支援を導入【拡充】
(2,500円/回)



全ての産婦に対する利用料減免【拡充】

減免助成額：2,500円/回

（宿泊型の平均的な利用料（約5千円）の半額）

※ただし、食費代は自己負担（食費代以外の利用料が減免支援の対象）

助成日数：5日間

（宿泊型の平均的な利用日数）

※住民税非課税世帯に対する利用料減免（5,000円/回）については、引き続き現行の支援を実施

利用料減免の実施方法

- 利用料減免の実施方法としては、利用者が産後ケア施設に利用料を支払い、後日、市町村から減免額の助成を受ける方法（償還払い）、利用料減免のクーポンを渡す方法などが想定されるが、それぞれの市町村の実情に応じて実施することとする。
- 産後ケア施設との委託契約の中で利用料を設定している場合には、利用料の金額設定を引き下げる方法も可能とする（この場合、減免支援の実施前と実施後の差額が減免額となり、国庫補助の対象となる。）

【伴走型相談支援との連携】

伴走型相談支援との連携の観点から、産後ケア施設は、利用者の利用事実や、利用時に気になる事があった場合はその内容（産後ケア施設で実施したEPDS等のアセスメント結果を含む。）を、当該利用者に伴走支援を行っている包括センター等に情報提供することとする。

妊娠・出産包括支援推進事業（妊娠・出産包括支援事業の一部）

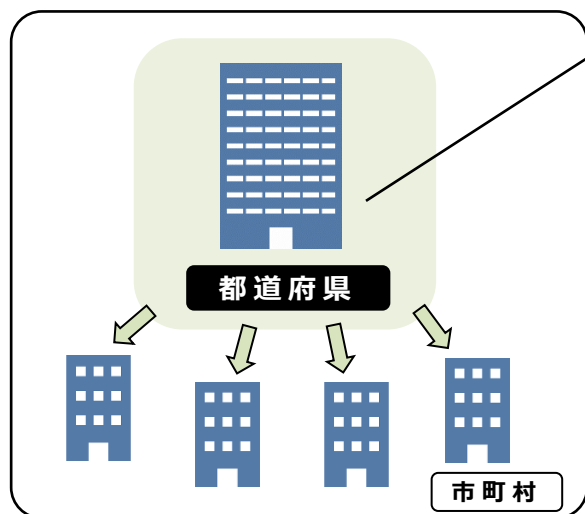
令和5年度当初予算：0.4億円（0.4億円）
【平成27年度創設】

目的

都道府県において、連絡調整会議、保健師等の専門職への研修、産後ケア事業等のニーズ把握調査等を行い、市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施するための体制整備を推進することを目的とする。

内容

市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施する体制を整備するため、市町村に対し、連絡調整会議、保健師等の専門職への研修、産後ケア事業等のニーズ把握調査等を行う。



都道府県

（１）連絡調整会議

都道府県と市町村や、市町村間で情報を共有するため、連絡調整会議を開催する。

（２）保健師等の専門職への研修

市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施するに当たり、保健師等の専門職等が産前・産後サポート事業や産後ケア事業、子育て世代包括支援センター、利用者支援事業（母子保健型）を実施するために必要な専門的知識を身につけるための研修を行う。

（３）ニーズ把握調査

産後ケア事業等の実施に当たり、基礎データの把握及び利用者のニーズ把握のための調査を行う。

（４）市町村共同実施の推進

都道府県が主導し、市町村での共同実施を推進するための検討会や連絡調整等を行う。

（５）その他

上記の他、市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施する体制を整備するための支援を行う。

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：国 1 / 2、都道府県 1 / 2
- ◆ 補助単価案
 - ・妊娠・出産包括支援推進事業
1 都道府県当たり 1,381,400円
 - ・産後ケア事業を市町村の共同で実施することを推進する場合の加算
1 都道府県当たり 338,000円

事業実績

- ◆ 実施自治体数
 - ・妊娠・出産包括支援推進事業 43 自治体
 - ・産後ケア事業を市町村の共同で実施することを推進する場合の加算 4 自治体
- ※ 令和3年度変更交付決定ベース

産婦健康診査事業

令和5年度当初予算：18.4億円（18.3億円）
【平成29年度創設】

目 的

- 産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等）の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備することを目的とする。

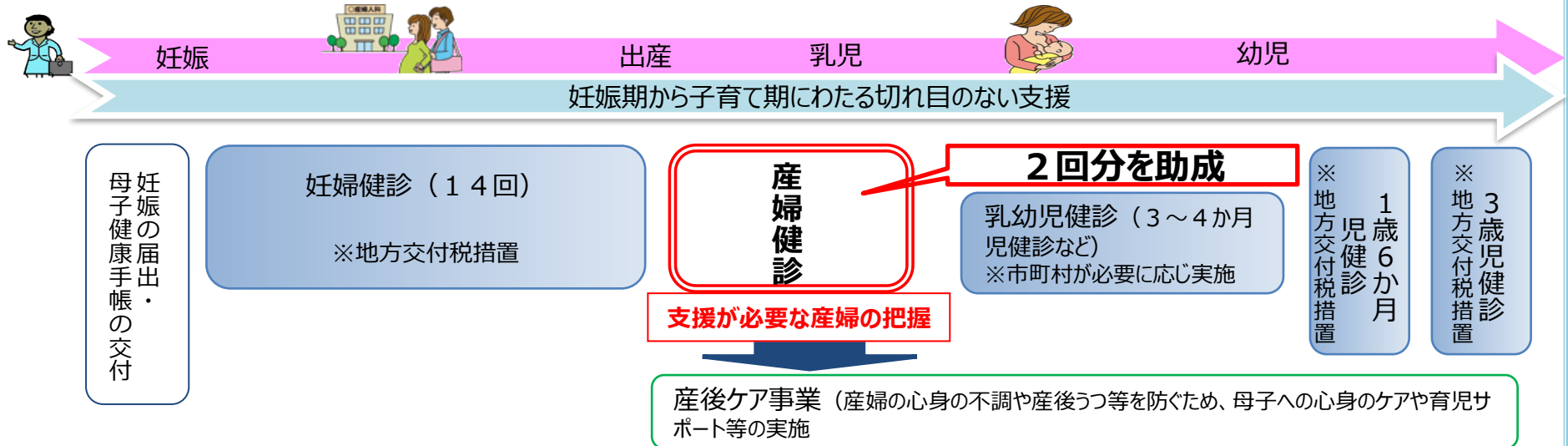
内 容

◆ 対象者

産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦

◆ 内 容

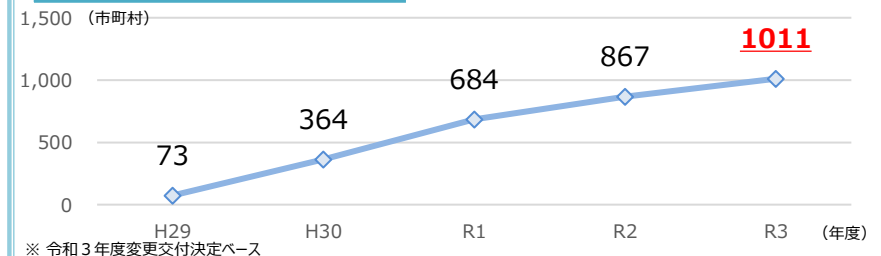
地域における全ての産婦を対象に、産婦健康診査2回分に係る費用について助成を行う。



実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：国1/2、市町村1/2
- ◆ 補助単価案：1件あたり5,000円

事業実績



多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業

令和 5 年度当初予算 : 0.9 億円 (0.9 億円)
【令和 3 年度創設】

目 的

- 多胎児を妊娠した妊婦は、単胎妊娠の場合よりも頻回の妊婦健康診査受診が推奨され、受診に伴う経済的負担が大きくなることから、通常 1 4 回程度の妊婦健康診査よりも追加で受診する健康診査に係る費用を補助することで、多胎妊婦の負担軽減を図ることを目的とする。

内 容

◆ 対象者

多胎を妊娠している妊婦

◆ 内 容

多胎を妊娠している妊婦を対象に、単胎の場合よりも追加で受診する妊婦健康診査に係る費用について、一定額を助成する。

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体 : 市町村
- ◆ 補 助 率 : 国 1 / 2、市町村 1 / 2
- ◆ 補助単価案 : 1 件あたり 5,000 円
※多胎妊婦 1 人当たり 5 回を限度

事業実績

- ◆ 実施自治体数 : 2 4 5 自治体
※令和 3 年度変更交付決定ベース

新生児聴覚検査体制整備事業

令和5年度当初予算：母子保健医療対策総合支援事業費補助金 3.5億円（3.5億円）

【平成29年度創設】

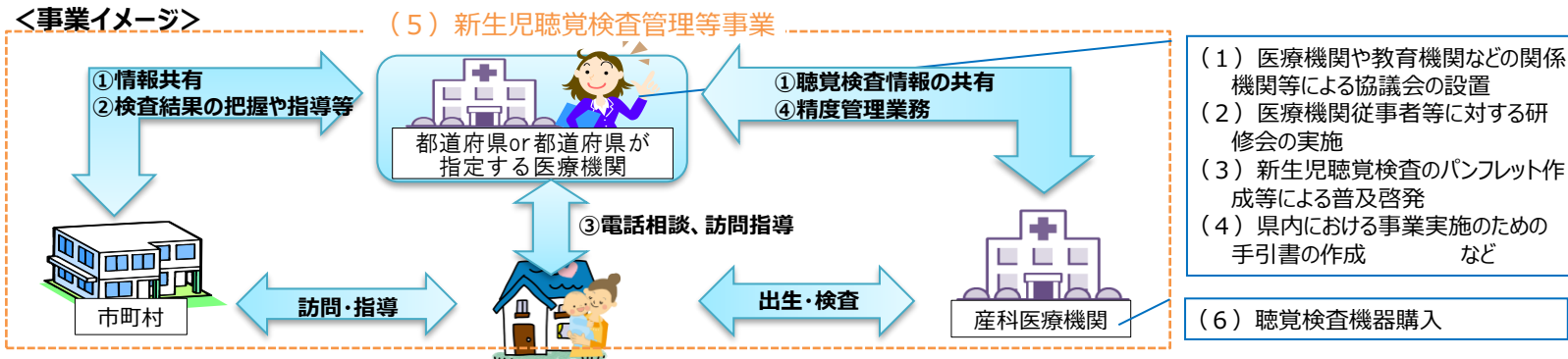
目的

- 聴覚障害は早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられる。このため、聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査に係る協議会の設置を行うとともに研修会の実施、普及啓発等により、都道府県における推進体制を整備することを目的とする。

内容

- (1) 行政機関、医療機関、教育機関、医師会・患者会等の関係機関（団体）等による協議会の設置・開催（必須）
- (2) 医療機関従事者等に対する研修会の実施
- (3) 新生児聴覚検査のパンフレットの作成等による普及啓発
- (4) 都道府県内における新生児聴覚検査事業実施のための手引書の作成
- (5) 新生児聴覚検査管理等事業（R2～）
 - ① 新生児聴覚検査の結果の情報集約及び共有
 - ② 市町村への指導等
 - ③ 相談対応等
 - ④ 検査状況・精度管理業務
- (6) 聴覚検査機器購入支援事業（R2～）
- (7) その他新生児聴覚検査事業の体制整備に必要な事項

<事業イメージ>



実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：国 1 / 2、都道府県 1 / 2
- ◆ 補助単価案：

年額	2,373,400円
(5) を実施する場合	年額 10,000,000円
(6) を実施する場合	年額 3,600,000円

事業実績

- ◆ 実施自治体数：42自治体（43自治体）
- ※ 令和3年度変更交付決定ベース
括弧は令和2年度変更交付決定ベース

被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業

令和5年度当初予算：4.8百万円（18百万円）
【平成28年度創設】

目 的

- 被災した妊産婦及び乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援体制の確保

内 容

◆ 対象者

次の災害により被災した妊産婦及び乳幼児等

（１）令和元年台風第15号及び第19号 （２）令和2年7月豪雨

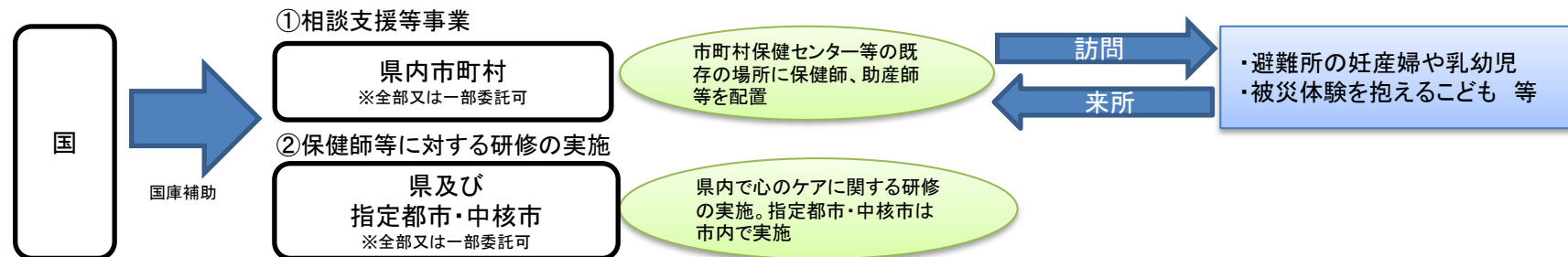
◆ 事業内容

①相談支援等事業

被災した妊産婦・乳幼児等に対して、保健師や助産師等による心身の健康に関する相談支援や乳幼児健診等の母子保健事業の体制確保に要する経費について補助を行う。

②保健師等に対する研修の実施

乳幼児健診等において継続的に妊産婦及び乳幼児等の心身の状況を把握し、特に支援が必要な場合は医療機関等の専門機関へつなぐことができるよう、保健師等に対する研修を実施する。



実施主体・補助率

- ◆ **実施主体** : （１）①台風第15号及び第19号により被害を受けた都道府県内の市町村
②台風第15号及び第19号により被害を受けた都道府県及び同都道府県内の指定都市、中核市
（２）①令和2年7月豪雨により被害を受けた県内の市町村 ②令和2年7月豪雨により被害を受けた県及び同県内の指定都市、中核市
- ◆ **補助率** : 国 1/2

予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業

令和5年度当初予算：1.1億円（1.1億円）

【令和2年度創設】

目 的

- 予防のためのこどもの死亡検証は、こどもが死亡した時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死亡原因の検証等を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的とするもの。
- 今般、成育基本法や、死因究明等推進法の成立を踏まえ、一部の都道府県において、実施体制の整備をモデル事業として試行的に実施し、その結果を国へフィードバックすることで、体制整備に向けた検討材料とする。

内 容

（１）推進会議

医療機関、行政機関、警察等とこどもの死亡に関する調査依頼や、これに対する報告などの連携を行うため、関係機関による推進会議を実施し、データの収集等を円滑に行う環境を整える。

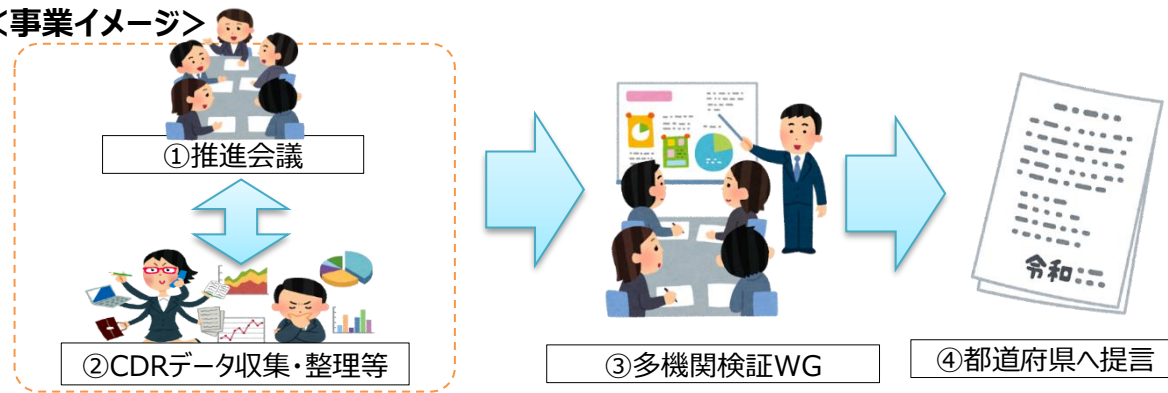
（２）情報の収集・管理等

こどもの死亡に関する情報（医学的要因、社会的要因）を関係機関から収集し、標準化したフォーマット（死亡調査票）に記録。

（３）多機関検証ワーキンググループ（政策提言委員会）

死因を多角的に検証するため、医療機関、行政機関、警察等の様々な専門職や有識者を集めて検証委員会を開催し、検証結果を標準化したフォーマット（死亡検証結果表）に記録する。さらに、都道府県に対し、検証結果をもとに今後の対応策などをまとめた提言を行う。

<事業イメージ>



【事業の流れ】

- ① 推進会議により、関係機関からのデータ収集の環境を整える。
- ② 関係機関より収集したデータの整理等を行う。
- ③ 整理されたデータに基づき様々な機関を招集し、検証WGを開催。
- ④ その後、まとめられた検証結果をもとに、検証WGから都道府県に対し、今後の対応策などをまとめた提言を行う。

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：国10／10
- ◆ 補助単価案：年額 12,283,020円

事業実績

- ◆ 実施自治体数（変更交付決定ベース）
令和3年度：9自治体（群馬県、山梨県、三重県、滋賀県、京都府、香川県、高知県、北海道、福島県）

母子保健対策強化事業【拡充】

令和5年度当初予算：母子保健医療対策総合支援事業費補助金 6.7億円(5.3億円)
【令和4年度創設】

目 的

両親学級のオンライン実施やSNSを活用したオンライン相談など、妊産婦等のニーズに応じたアクセスしやすい多様な相談支援を行うとともに、母子保健に関する記録を電子化することで、妊産婦等の状態を適切に管理するなど、必要な支援が行われるよう体制強化を図る。また、都道府県による成育医療等に関する協議会の設置や、市町村が実施する各種健診の精度管理などの広域支援の推進等を実施する。

内 容

市町村事業

①母子保健に関するデジタル化・オンライン化等体制強化事業

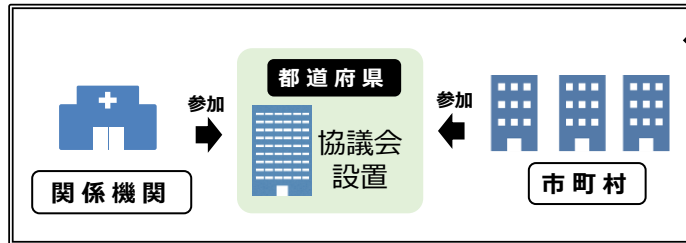
個々の家庭の状況に応じて、適切な支援を提供できるよう、地域の実情に応じた支援体制等の強化を図る。

- (1) 両親学級等のオンライン実施
- (2) SNSを活用したオンライン相談
- (3) 母子保健に関するデジタル化（記録の電子化等）
- (4) 各種健診に必要な備品（屈折検査機器等）の整備
- (5) その他母子保健対策強化に資する取り組み

都道府県事業

②母子保健に関する都道府県広域支援強化事業【拡充】

- (1) 成育医療等に関する計画の策定や協議会の設置、ニーズ把握や研修会の実施、普及啓発等の広域支援の実施。
- (2) 各市町村の健診等の精度管理などの支援



都道府県において、**成育医療等に関する協議会の設置**するとともに、検討会による検討・決定なども踏まえ、母子保健（各種健診や産後ケア事業など）に関する広域支援を実施

【協議会の検討内容（例）】

- ・都道府県、市町村の「**成育医療等に関する計画**」の策定に関すること
- ・母子保健事業に関する**実施体制の整備や委託先の確保**に関すること
- ・母子保健事業に関する**委託内容（契約金額など）の統一化**に関すること

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：都道府県、市町村
- ◆ 補助率：①国1/2、市町村1/2 ②国1/2、都道府県1/2
- ◆ 補助単価案：①6,043千円
②(1)2,373千円 (2)10,000千円【拡充】

性と健康の相談センター事業

令和5年度当初予算：9.5億円（9.2億円）

【令和4年度創設】

目的

成育基本方針（令和3年2月9日閣議決定）を踏まえ、プレコンセプションケアを含め、男女を問わず性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促す事を目的とする。

※ 令和3年度までの「女性健康支援センター事業」や「不妊専門相談センター事業」を組み替えたもの。

内容

◆ 対象者

思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談を希望する者（不妊相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスケア、性感染症の対応を含む）

◆ 内 容

- (1) 不妊に悩む夫婦、将来子を持ちたいカップル、身体的・精神的な悩みを有する女性等への健康状況に的確に応じた健康・不妊・将来の妊娠出産に関する相談指導
- (2) 妊娠・出産に係る正しい知識等に関する親世代向け等の講演会の開催
- (3) 相談指導を行う相談員の研修養成
- (4) 不妊治療、妊娠・出産、女性の健康に関する医学的・科学的知見の普及啓発
- (5) 不妊治療と仕事の両立に関する相談対応
- (6) 特定妊婦等に対する産科受診等支援（性感染症などの疾病等に関する受診を含む。）【拡充】
- (7) 若年妊婦等に対するSNSやアウトリーチによる相談支援、緊急一時的な居場所の確保
- (8) 出生前遺伝学的検査（NIPT）を受けた妊婦等への相談支援体制の整備
- (9) 学校で児童・生徒向けに性・生殖に関する教育等を実施する医師や助産師等への支援
- (10) 思春期の児童等に対する産科受診等支援

実施主体・補助率

◆ 実施主体：都道府県・指定都市・中核市

◆ 補助率：国1／2、都道府県・指定都市・中核市1／2

特定妊婦等に対する産科受診等支援加算（性と健康の相談センター事業の一部）【拡充】

令和5年度当初予算：性と健康の相談センター事業 9.5億円の内数

【令和元年度創設】

目 的

- 妊娠・出産について周囲に相談できずに悩む者については、予期しない妊娠、経済的困窮、社会的孤立、DVなどの様々な背景があり、妊婦健診未受診での分娩や新生児が0歳0日で虐待死に至る場合があるなど、妊娠期から支援することが重要である。
- このため、予期せぬ妊娠等をはじめ、性や妊娠に関する悩みを抱える者の相談対応を行う「性と健康の相談センター」において、特定妊婦と疑われる者等を把握した場合に、医療機関等への同行支援等を行うことによりその状況を確認し、関係機関へ確実につなぐ体制を整備する。

内 容

◆ 対象者

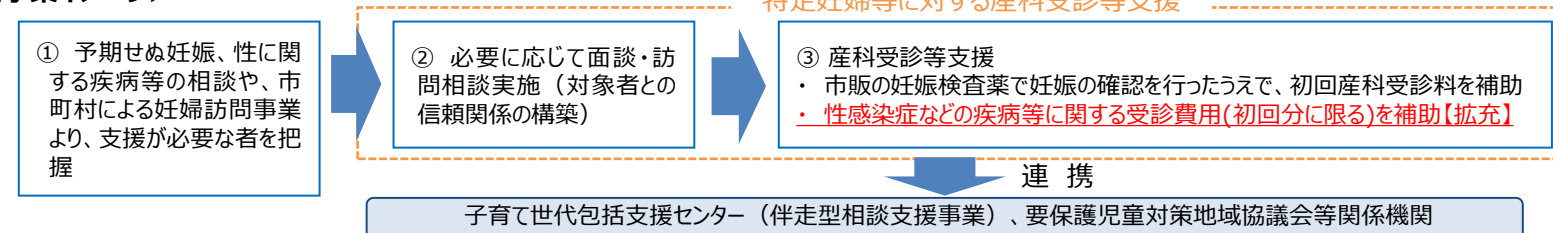
特定妊婦（※）と疑われる者、**妊娠や性に関する疾病等で悩んでいる10代等の若者【拡充】**

※ 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（児童福祉法第6条の3第5項）

◆ 内 容

性と健康の相談センターにおいて、予期せぬ妊娠等や、性感染症などの性に関する疾病等に悩む者を把握した場合には、面談・訪問相談等によりその状況を確認し、関係機関と連携を行うとともに、産科受診等が困難な場合には、産科等医療機関への同行支援や受診費用（初回分に限る）に対する助成を行う。また、本事業により把握した特定妊婦等については、本人同意のもと市町村に情報提供するとともに、その後の支援について、市町村の伴走型相談支援の担当者とも連携を図ること。

<事業イメージ>



実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県・指定都市・中核市
- ◆ 補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2
- ◆ 実施自治体数
 - ・ 産科受診等支援 17自治体（16自治体）
 - ・ 初回産科受診料 14自治体（14自治体）
- ※ 令和3年度変更交付決定ベース
括弧は令和2年度変更交付決定ベース

補助単価案

- ◆ 補助単価案

①直 営	産科受診等支援	月額	162,000円
	受診費用	受診1件あたり	10,000円
	【拡充】交通費	受診1件あたり	2,000円
②委 託	産科受診等支援加算	月額	322,400円
	受診費用	受診1件あたり	10,000円
	【拡充】交通費	受診1件あたり	2,000円

若年妊婦等支援強化加算（性と健康の相談センター事業の一部）

令和5年度当初予算：性と健康の相談センター事業 9.5億円の内数
【令和2年度創設】

目的

- 予期せぬ妊娠などにより、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、SNS等を活用した相談支援等を行う。
- 若年妊婦等への支援に積極的で、機動力のあるNPOに、アウトリーチや若年妊婦等支援の業務の一部又は全てを委託することなどにより、地域の実情に応じた若年妊婦等への支援を行う。

内容

◆ 対象者

10代等若年で妊娠に悩んでいる者や、若年に限らず特定妊婦と疑われる者等

◆ 内容

- (1) 相談支援等
 - ① 窓口相談
 - ② アウトリーチによる相談
 - ③ コーディネート業務
 - ④ SNS等を活用した相談
- (2) 緊急一時的な居場所確保

<事業イメージ>

委託・バックアップ



都道府県・指定都市・中核市（性と健康の相談センター事業）

- 保健師等による、より専門的な相談（電話相談・窓口相談等）
- ※ アウトリーチやSNS等を活用した相談支援など、機動力を活かした相談支援についてNPOに委託して実施。

地域のNPO等

- (1) アウトリーチやSNS等による相談支援
- (2) 特定妊婦等に対する産科受診等支援
- (3) 緊急一時的な居場所の確保

市町村（子育て世代包括支援センター）

- 地域のNPOと連携し、悩みを抱える若年妊婦等を、継続的かつ専門的な支援へと繋げる。

相談

アウトリーチ&キャッチ



悩みを抱える若年妊婦等

相談

実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県・指定都市・中核市
- ◆ 補助率：国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2
- ◆ 実施自治体数：15自治体
 - ・ 直営 4自治体
(秋田県、群馬県、京都市、奈良市)
 - ・ 委託 11自治体
(栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、兵庫県、鹿児島県、沖縄県、仙台市)

※ 令和3年度変更交付決定ベース

補助単価案

◆ 補助単価案

①直営	運営費	月額	176,100円
	SNS等による相談支援	年額	10,888,000円
	一時的な居場所確保	1泊あたり	16,100円
②委託	基本分	月額	376,600円
	夜間休日対応加算	月額	56,400円
	SNS等による相談支援	年額	10,888,000円
	一時的な居場所確保	1泊あたり	16,100円

出生前検査加算（性と健康の相談センター事業の一部）

令和5年度当初予算：性と健康の相談センター事業 9.5億円の内数
【令和3年度創設】

目 的

- 妊婦の血液から、胎児の染色体疾患の有無を調べるNIPTについては、日本医学会の下に出生前検査認証制度等運営委員会が発足したことなどから、今後実施件数の増加が予想される。
- これらの流れを踏まえ、NIPT等の出生前検査を受けた妊婦、受検を検討している妊婦やその家族を支援するため、性と健康の相談センターに専門の相談員を配置し相談を受け付けることにより、不安等の解消を図る。

内 容

◆ 対象者

出生前検査を受けた者、受検を検討している者及びその家族

◆ 内 容

（１）相談支援

性と健康の相談センターにおいて、出生前検査を受けた者、受検を検討している者及びその家族に対し、疑問や不安への相談支援を行うとともに、出生前検査により胎児が障害等を有する可能性が指摘された妊婦や家族に対し、子の出生後における生活のイメージを持っていただくことなどを目的として、障害福祉関係機関等の紹介等を行う。

（２）相談支援員への研修等

NIPTに関する知識の習得や、関係機関との連携を行うために必要となる事務等に対する補助を行うことで、円滑な相談支援の実施を図る。

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体 ： 都道府県・指定都市・中核市
- ◆ 補 助 率 ： 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2
- ◆ 補助単価案：運営費 月額 151,700円
研修費 月額 28,700円

事業実績

- ◆ 実施自治体数： 3自治体
※令和3年度変更交付決定ベース

HTLV-1母子感染対策加算（性と健康の相談センター事業の一部）

令和5年度当初予算：性と健康の相談センター事業 9.5億円の内数

【平成23年度創設】

目的

- HTLV-1母子感染について、妊婦に対するHTLV-1抗体検査の適切な実施、相談体制の充実、関係者の資質向上、普及啓発の実施等により、HTLV-1母子感染を防ぐ体制の整備を図り、地域におけるHTLV-1母子感染対策の推進を目的とする。

内容

- (1) HTLV-1母子感染対策協議会の設置
HTLV-1母子感染対策の体制整備を図るため、関係行政機関、医療関係団体、有識者等をもって構成するHTLV-1母子感染対策協議会を設置。
- (2) HTLV-1母子感染対策関係者研修
医療機関においてHTLV-1母子感染対策に携わる医師、助産師、看護師、市区町村の職員等に対し、HTLV-1母子感染対策に必要な基本的・専門的知識等を習得させるための研修を実施
- (3) HTLV-1母子感染普及啓発
リーフレットやポスター等を作成する等により、HTLV-1母子感染について妊婦等へ普及啓発を実施。

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：都道府県・指定都市・中核市
- ◆ 補助率：国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2
- ◆ 補助単価案：月額 1,685,000円

事業実績

- ◆ 実施自治体数：27自治体
※ 令和3年度変更交付決定ベース

（参考）都道府県における取組状況（令和3年4月1日現在）※国庫補助未活用自治体を含む

- (1) HTLV-1母子感染対策協議会の設置自治体：37都道府県
協議会での検討事項：抗体検査の実施状況の把握、キャリア妊婦への支援・連携体制、相談窓口・研修・普及啓発 等
- (2) HTLV-1母子感染関係者研修実施自治体：医療従事者向け研修 30都道府県、相談窓口従事者向け研修 33都道府県
主な研修内容：HTLV-1抗体検査についての基礎知識、母子感染に係る保健指導等に関する研修、母子感染予防に関する研修、母親への相談対応に関する研修 等
- (3) HTLV-1母子感染普及啓発実施自治体：39都道府県
普及啓発方法：リーフレット・ポスターの作成、ホームページや広報誌に掲載、母親学級のテキストに記載、妊娠届出時にHTLV-1検査に関する説明の実施 等

不妊症・不育症等ネットワーク支援加算（性と健康の相談センター事業の一部）

令和5年度当初予算：性と健康の相談センター事業 9.5億円の内数
【令和3年度創設】

目 的

- 不妊症・不育症患者への支援としては、医学的診療体制の充実に加え、流産・死産に対するグリーフケアを含む相談支援、特別養子縁組制度の紹介等の心理社会的支援の充実が求められている。
- このため、関係機関等により構成される協議会等を開催し、地域における不妊症・不育症患者への支援の充実を図る。

内 容

（1）不妊症・不育症等ネットワーク支援加算

- ① 不妊症・不育症の診療を行う医療機関や、相談支援等を行う自治体、当事者団体等の関係者等で構成される協議会等の開催
- ② 不妊症・不育症の心理社会的支援に係るカウンセラーを配置し、相談支援を実施
- ③ 不妊症・不育症患者への里親・特別養子縁組制度の紹介の実施

（2）ピア・サポート活動等への支援加算

- 当事者団体等によるピア・サポート活動等への支援の実施

※ 事業の対象として流産・死産等を経験した方への心理社会的支援やピア・サポート活動等への支援も含まれるものであり、不妊症・不育症患者への支援と区別して実施することも可能。



関係機関間の協議会

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：都道府県・指定都市・中核市
- ◆ 補助率：国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2
- ◆ 補助単価案：（1）月額 679,000円
（2）月額 196,000円

事業実績

- ◆ 実施自治体数：7自治体
- ※ 令和3年度変更交付決定ベース

低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業【新規】

令和5年度当初予算：1.3億円

目 的

- 低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、初回の産科受診料の費用を助成する。なお、本事業については、今般新たに創設された伴走型相談支援事業と一体的に実施することにより、両事業の効果的な取組を進めることとする。

内 容

◆ 対象者

住民税非課税世帯又は同等の所得水準である妊婦。

ただし、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、以下の要件を満たす者とする。

＜要件＞

要件①：所得判定のため、世帯の課税状況を確認することに同意すること

要件②：妊婦健診の受診医療機関等の関係機関と市町村が、必要に応じて、支援に必要な情報(妊婦健診の未受診や、家庭の状況等を含む)を共有することに同意すること。

◆ 内 容

(1) 初回産科受診料補助

低所得の妊婦を対象として、初回の産科受診料の一部又は全部を補助する。

(2) 関係機関との連絡調整

把握した妊婦について必要な支援が提供されるよう関係機関との連携を図る。

◆ 留意事項

本事業については、市町村の妊婦への支援体制整備のため、次のとおり実施することとする。

(1) 本事業は、子育て世代包括支援センターの窓口業務として実施することとする。

(2) 本事業による支援対象者に対して、伴走型相談支援事業による面談等を実施すること。また、面談等において、住民税非課税世帯に対する支援制度（各種子育て支援事業の利用料減免制度など）を案内することで、必要な支援に効果的につなげること。

(3) 本事業により助成を行った妊婦に対し、必要に応じて支援計画を策定し支援を実施すること。

実施主体・補助率等

◆ 実施主体：市町村（伴走型相談支援事業を実施する市町村に限る。）

◆ 補助率：国1／2、市町村1／2

◆ 補助単価案：1件あたり10,000円

出生前検査認証制度等啓発事業

令和5年度当初予算：母子保健衛生対策推進事業委託費 2.8億円の内数
【令和4年度創設】

目 的

- 出生前検査に関する相談支援を担う地方自治体の取組を推進するとともに、妊婦等に対する正しい情報の提供及び認証制度等の啓発を行うことを目的とする。

内 容

妊産婦やその家族、妊産婦の包括的な相談支援を担う地方自治体が、妊婦健康診査やNIPT等の出生前検査について正しく理解することを目的として、必要な啓発を行う。

- (1) ウェブコンテンツ作成
- (2) 周知配布用コンテンツ作成
- (3) シンポジウムの開催 等

実施主体・補助率

- ◆ 実施主体：民間団体（公募により決定）
- ◆ 補 助 率：定額

出生前検査認証制度データ収集・分析事業【新規】

令和5年度当初予算：母子保健衛生対策推進事業委託費 2.8億円の内数

1 事業の目的

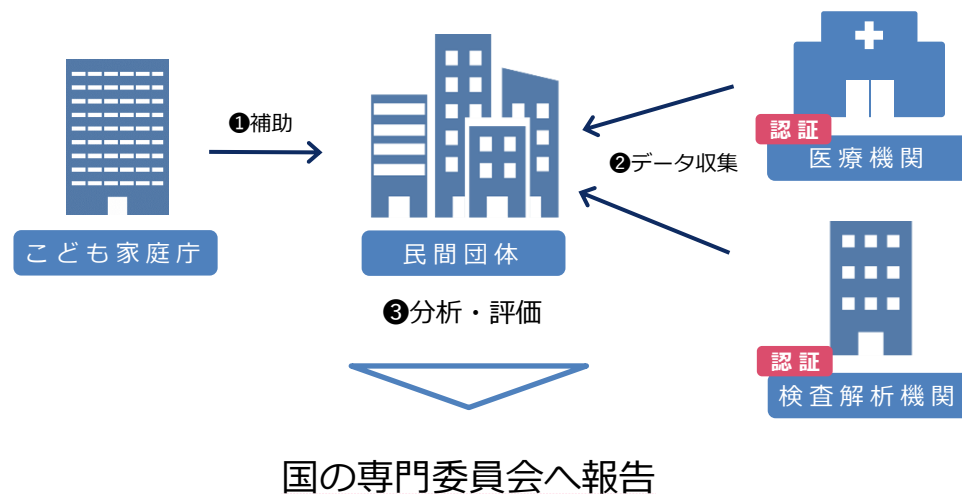
- 出生前検査認証制度等運営委員会において、出生前検査を実施する医療機関、及び検体検査を受託する検査解析機関の認証を行っており、これらの認証を受けた機関から出生前検査の実績等のデータを収集し、分析・評価を行うことで、出生前検査の適切な実施体制を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

「出生前検査認証制度等運営委員会」から認証を受けた①出生前検査を実施する医療機関、②検体検査を受託する検査解析機関より、出生前検査の実績等のデータを収集し、分析・評価を行う。

【具体的な事業内容】

- (1) 出生前検査の実施数の把握
- (2) 適切な遺伝カウンセリングの実施について評価
- (3) 出生前検査に関する全国の体制整備状況の分析
- (4) 出生前検査の精度を評価



3 実施主体・補助率

- ◆ 実施主体：民間団体（公募により決定）
- ◆ 補助率：定額

不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業委託費

令和5年度当初予算：母子保健衛生対策推進事業委託費 2.8億円の内数（2.1億円の内数）

目 的

- 不妊症・不育症の治療を続けている患者の中には、治療等に関する医学面での不安・悩みに加え、周囲の人との関係に苦しみ、気持ち誰にも話せない・分かってもらえないといった悩みをかかえている者が少なくない。
- このため、国において生殖補助医療法（令和3年3月施行）に基づき広報・普及啓発を実施し、不妊症・不育症に関する国民の理解を深めるとともに、治療を受けやすい環境整備に係る機運の醸成を図る。

内 容

1. 不妊症・不育症等にかかる全国フォーラムの実施

全国フォーラムを開催し、不妊症・不育症に関する知識の普及啓発を図る。

2. 不妊症・不育症等の理解を深めるための新聞広告、テレビCM等の実施

不妊症・不育症等に関して、新聞、インターネット等で広報を行い、広く国民の理解を深める。



3. 不妊治療等続け、こどもを持ちたいと願う家庭の選択肢としての里親制度や特別養子縁組制度の普及啓発

実施主体・補助率

- ◆ 実施主体 ：民間団体（公募により決定）
- ◆ 補助率 ：定額

不妊症・不育症ピアサポーター育成研修等事業委託費

令和5年度当初予算：母子保健衛生対策推進事業委託費 2.8億円の内数（2.1億円の内数）

目 的

- 不妊症・不育症患者に対する精神的サポートとして、医師、助産師、看護師、心理職など専門職による支援に加え、過去に同様の治療を経験した者による傾聴的な寄り添い型ピア・サポートが重要である。
- 不妊治療や流産の経験者の中には、自らの経験を踏まえた社会貢献活動として、現在治療中の不妊症・不育症患者に寄り添った支援（ピア・サポート）を行うことに関心を持つ者が少なからず存在する。
- このため、様々な悩みや不安を抱え、複雑な精神心理状況にある不妊症・不育症患者が気軽に相談できるピア・サポーターを育成するため、相談・支援にあたって必要となる基礎知識やスキルを習得するための研修を開催する。
- 併せて、看護師などの医療従事者に対しても、生殖心理カウンセリングなど、より医学的・専門的な知識による支援を実施できるよう、研修を実施する。

内 容

1. ピアサポーター育成研修

- 受講対象者：体外受精や顕微授精の治療経験者、死産・流産の経験者を幅広く募集。修了者には証書を発行。修了者には、地域でピア・サポートに従事いただく。
- 研修内容：①不妊症・不育症に関する治療について ②不妊症・不育症に悩む方との接し方
③仕事と治療の両立 ④養子縁組や里親制度 など

※オンラインによる配信も併せて実施

2. 医療従事者向け研修

- 受講対象者：看護師等の医療従事者
- 研修内容：①不妊相談に必要な生殖医学の基礎 ②生殖心理カウンセリング ③仕事と治療の両立 ④社会的養育や里親制度 など

※ オンラインによる配信も併せて実施



実施主体・補助率

- ◆ 実施主体 ：民間団体（公募により決定）
- ◆ 補助率 ：定額

予防のためのこどもの死亡検証体制整備事業

令和5年度当初予算：母子保健衛生対策推進事業委託費 2.8億円の内数（2.1億円の内数）

目 的

- こども虐待による死亡事例等の検証（こども家庭庁）や消費生活用製品に係る重大製品事故（消費者庁）等の死亡に関する検証結果について、予防可能なこどもの死亡という観点から情報収集を行うとともに、データベース化を図る。
- 国民に予防可能な死があることを認知いただくとともに、予防のためのこどもの死亡検証結果管理運営事業によりまとめられた具体的な予防策についての周知及び医療、保健、教育等の分野が連携したこどもの死の予防に取り組んでいただくよう広報啓発を行うことを目的とする。

内 容

1. CDRプラットフォーム事業

（1）情報の収集・管理

「予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業」において実施されたCDRの結果に加え、既に存在する虐待事例検証や製品安全に関する検証等の事故死亡に関する検証の結果について、予防可能なこどもの死亡という観点から情報収集を行う。

（2）CDRポータルサイトの運用

（1）で収集・管理した予防可能なこどもの死亡に関する情報について、一覧性があり、検索がしやすい形に管理したプラットフォームを整備し、検索をしたい際に有用なポータルサイトの運用を行う。

（3）都道府県への技術的支援

CDRにおける検証の標準化を図るため、都道府県間の情報共有のための会議の運営を行うとともに、各都道府県に対し、検証体制整備に関する技術的助言を行う。

2. 予防可能なこどもの死亡事故に関する広報啓発事業

（1）ウェブ広告

ウェブ広告や動画サイト等のCM枠を活用して、予防可能なこどもの死亡事故についての予防策を普及・啓発する。

（2）テレビでのPR

乳幼児を抱える親がこどもと一緒にみる番組とタイアップしての予防可能なこどもの死亡事故の予防について普及・啓発する。

（3）シンポジウムの開催

こどもを事故で亡くした遺族の方や、CDRに取り組まれてきた研究者の方を集めてのシンポジウムを年に一回開催し、国民に予防可能なこどもの死亡事故の予防について普及・啓発する。

実施主体・補助率

- ◆ 実施主体 ： 民間団体（公募により決定）
- ◆ 補 助 率 ： 定額

公費負担医療（未熟児養育費負担金・結核児童療育費負担金）

未熟児養育費（医療費分）

【概要】

- ・ 身体が発育が未熟のまま生まれた未熟児に対する医療の給付を行う。
- ・ 対象児は次のとおりで医師が入院養育を必要と認めたもの。
 - ア 出生時体重が2,000g以下。
 - イ その他生活力が特に薄弱であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至っていないもの。

【推計額】 令和4年度：37.1億円 ⇒ 令和5年度：36.8億円 （▲0.3億円）

【推計方法】 令和4年度予算額 × 医療費伸率（※） 等
※ 直近3ヶ年（平成30～令和2年度）の医療費（実績額）の平均伸率

結核児童療育費（医療費分）

【概要】

特に長期の療養を必要とする結核児童を病院に入院させ適切な医療を行うとともに、併せて学校教育を受けさせ、これに必要な学習用品を支給し、かつ児童の療養生活の指導を行い必要に応じて日用品を支給する。

【推計額】 令和4年度：6.3百万円 ⇒ 令和5年度：6.8百万円 （+0.5百万円）

【推計方法】 令和4年度予算額 × 医療費伸率（※） 等
※ 直近3ヶ年（平成30～令和2年度）の医療費（実績額）の平均伸率

未熟児養育医療給付事業

令和5年度当初予算：36.8億円（37.1億円）
【昭和33年度創設】

目 的

- 未熟児（身体の発育が未熟のまま出生した乳児（1歳未満）であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのもの）に対して、医療保険の自己負担分を補助する。

内 容

◆ 対象者

次のいずれかに該当するもので、医師が入院養育を必要と認めた未熟児

- ・ 出生時の体重が2,000g以下のもの
- ・ 生活力が特に薄弱であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至っていないもの

◆ 給付の範囲

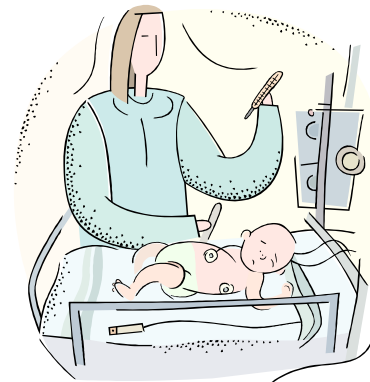
- ① 診察 ② 薬剤又は治療材料の支給 ③ 医学的処置、手術及びその他の医療
- ④ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 ⑤ 移送

◆ 自己負担

申請者の所得に応じて、治療に要した費用について一部自己負担がある

◆ 指定医療機関

都道府県知事が医療機関を指定



実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：市区町村
- ◆ 補助率：国1／2、都道府県1／4、市区町村1／4
- ◆ 補助根拠：母子保健法第20条、第21条の3

結核児童療育費

令和5年度当初予算：8.2百万円（7.7百万円）
【昭和34年度創設】

目 的

特に長期の療養を必要とする結核児童を病院に入院させ適切な医療を行うとともに、併せて学校教育を受けさせこれに必要な学習用品を支給し、かつ児童の療養生活の指導を行い必要に応じて日用品を支給する。

内 容

◆ 対象者

結核児童であって、その治療に特に長期間を要するもので、医師が入院を必要と認めた者

◆ 給付の種類

- ① 原則として結核の治療に限られるが、結核に起因する疾病又は結核の治療に支障をきたす疾病を併発している場合
- ② 学習に必要な物品 ③ 療養生活に必要な物品

◆ 自己負担

申請者の所得に応じて、治療に要した費用について一部自己負担がある

◆ 指定医療機関

都道府県知事が医療機関を指定



実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：都道府県・指定都市・中核市
- ◆ 補 助 率：国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2
- ◆ 補助根拠：児童福祉法第20条、第53条

成育基本法に基づく取組の推進のための普及啓発等【拡充】

令和5年度当初予算：こども家庭推進事業委託費 18.2億円の内数

目 的

- 妊産婦やこども等の成育過程にある者を取り巻く環境が大きく変化している中で、医療、保健、教育などの幅広い分野において、成育過程にある者に対して必要なサービスを切れ目なく提供することを目的として、平成30年12月に成育基本法※が成立、令和元年12月に施行された。
 - 同法を踏まえ、従来、妊産婦やこども等に対する保健分野を主にカバーしてきた「健やか親子21（第2次）」の取組を更に深化させるとともに、成育過程にある者に対し、医療、教育などの幅広い分野において横断的な視点での総合的な取組を図っていくことが必要である。
 - このため、従来までの「健やか親子21（第2次）」の取組に加え、医療、教育などの幅広い分野も含め、成育基本法に基づく取組を推進していくため、各自治体の母子保健事業の実施状況を把握し、成育医療等基本方針に基づく計画の策定を支援するとともに、成育過程にある者など当事者も含めた社会全体に対し、効果的な普及啓発等を実施するための経費を計上。
- ※成育基本法:「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第104号）
- 令和5年度においては、各自治体の母子保健事業の実施状況等を踏まえ、当事者にも伝わるよう母子保健に係るコンテンツ（他の事業で制作されたものを含む。）を整理し、包括的に情報発信する。

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：民間団体（公募により決定）
- ◆ 補助率：定額
- ◆ 事業内容：（1）専用ウェブサイトの開設・管理、健やか親子21事務局の運営等
（2）各自治体の母子保健事業の実施状況の把握、成育医療等基本方針に基づく計画の策定支援
（3）コンテンツの整理、情報発信

母子保健情報発信コンテンツ作成事業【新規】

令和5年度当初予算：母子保健衛生対策推進事業委託費 2.8億円の内数

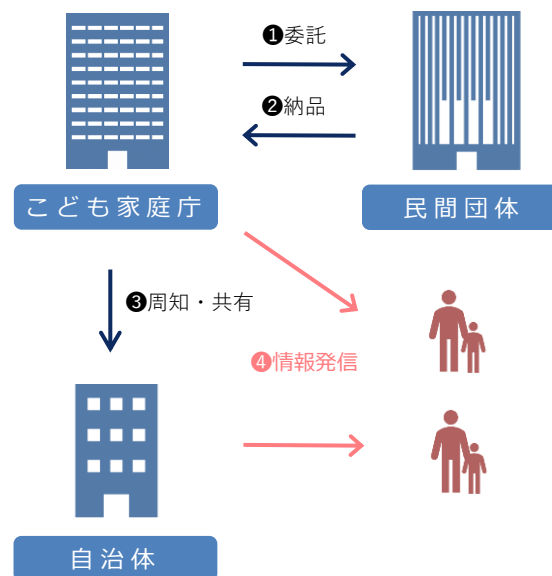
1 事業の目的

- 「母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会」において、母子保健情報の電子的な提供や多胎児、低出生体重児や外国人家庭等の多様性に配慮したわかりやすい情報提供の充実について検討が行われているところであり、その検討結果等を踏まえ、母子保健に関する情報をわかりやすく提供するためのコンテンツを作成し、様々なニーズを捉えた情報発信の充実を図る。

2 事業の概要・スキーム

（事業内容）

- 母子健康手帳の任意様式に記載されている妊娠・出産育児等の情報に係るわかりやすい情報発信コンテンツの作成
- 多胎児や低出生体重児等の多様性に配慮した情報発信コンテンツの作成
- 日本語版母子健康手帳の新たな記載内容、様式に合わせた他言語版の母子健康手帳の作成
- 母子保健に係る効果的な情報発信のための動画、パンフレットやポスター等の普及啓発資材の作成 等



（参考例）

タガログ語の母子健康手帳



タガログ語のリーフレット



3 実施主体・補助率

- ◆ 実施主体：民間団体（公募により決定）
- ◆ 補助率：定額

1 事業の目的

- 現状、厚生労働省において実施している厚生労働科学研究事業及びAMED（日本医療研究開発機構）研究費の一部について、こども家庭庁において引き続き実施するための費用を計上し、保健、医療、療育、福祉、教育分野等のこども家庭分野に係る行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ること等を目的とする。

2 事業の概要・スキーム等

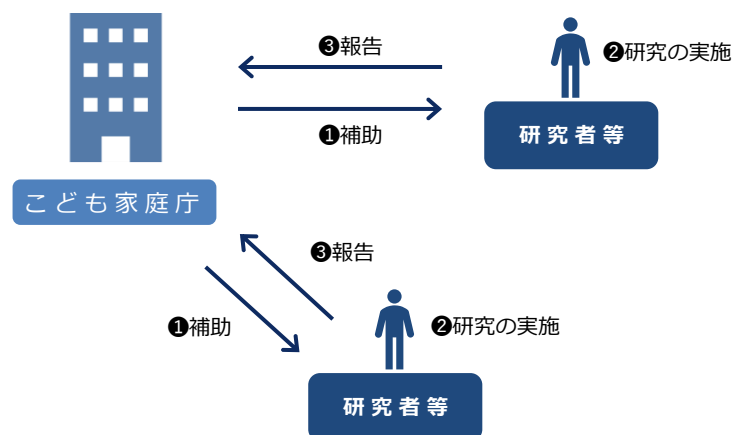
こども家庭科学研究費 R5予算：3.7億円

事業概要

- こども家庭科学研究の振興を促し、国民の保健、医療、療育、福祉、教育分野等に関して、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図るための補助金を交付する。

スキーム

- 科学技術部会において決定した研究課題について公募等を行い、研究者等を決定。
- 研究者等に対して、研究に必要な経費の補助を行う。



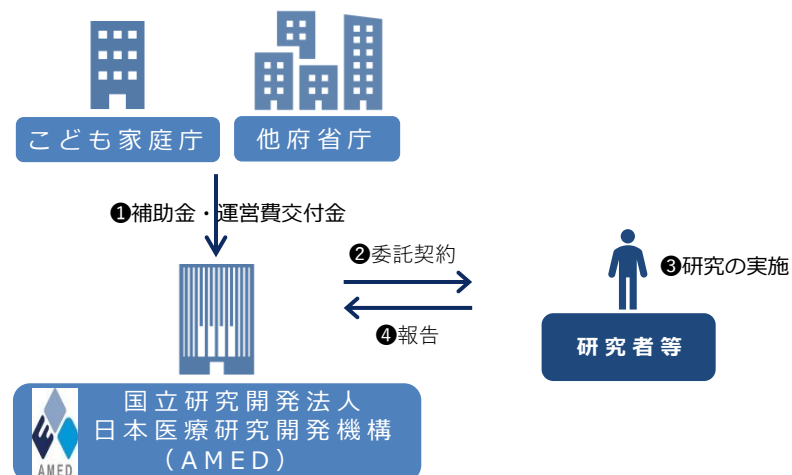
AMED研究費 R5予算：5.8億円

事業概要

- 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が医療分野研究開発推進計画に基づき、大学等の研究機関の能力を活かして行う医療分野の研究開発の助成等に要する費用に係る補助金を交付する。

スキーム

- AMEDに補助金を交付。
- AMEDが研究者等と委託契約を締結し、研究を実施。



令和4年度第2次補正予算

母子保健情報デジタル化実証事業

令和4年度第2次補正予算 4.8億円

1 事業の目的

- 現状、妊婦健診、乳幼児健診の結果等については、実施者が母子健康手帳に記入するとともに、自治体が医療機関から提供された健康診査の結果等を、健康管理システムやマイナポータルの中間サーバーに登録しているが、自治体における登録までには数ヶ月かかっており、速やかな母子保健情報の電子化・閲覧ができていない状況にある。
- このため、モデル的に複数の自治体において健康管理システムの改修や民間アプリの活用等によるデータ連携等を行い、母子健康情報のデジタル化の課題等を検証した上で、全国展開に向けた検討を行う検証事業を実施する。

母子健康手帳のデジタル化のためには、医療機関の情報のデータ連携が必要

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 予防接種デジタル化事業の実施状況を踏まえつつ、母子健康情報デジタル化の全国展開に向けた検証事業を実施する。



3 実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により決定）
【補助率】定額

産後ケア事業を行う施設の整備

令和4年度第2次補正予算 3.2億円

1 事業の目的

- 産後ケア事業については、少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）において、2024年度末までの全国展開を目指すこととされているところ、令和3年度時点の実施市町村数は1,360市町村となっている。
未実施市町村の取組を推進するため、産後ケア事業にかかる整備費について、補助率1／2相当額を2／3相当額に引き上げる。

2 要求費目・実施主体等

（項）児童福祉施設整備費

（目）次世代育成支援対策施設整備交付金

所要額：319,140千円

【設置主体】指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人、公益法人、日本赤十字社 等

【補助率】2／3

3 参考

<少子化社会対策大綱（抜粋）>

I－2（3）妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

○妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

- ・ 特に、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）の整備を図る。また、2019年に成立した母子保健法改正法を踏まえ、出産後の母子に対して、心身のケア等を行う産後ケア事業について、2024年度末までの全国展開を目指す。このほか、産前・産後サポート事業の実施を図る。

（※）令和3年度補正予算においても同様の事業を実施

産後ケア事業における新型コロナウイルス感染症対策支援事業

令和4年度第2次補正予算 0.1億円

1 事業の目的

- 産後ケア事業を行う施設における新型コロナウイルス感染症の感染対策を目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- 新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した産後ケア事業を行う施設が、継続した事業実施が行えるよう、施設の消毒や清掃、追加的に必要となる人員の確保等に必要な経費を補助する。

3 実施主体等

【実施主体】市町村
【補助率】1／2
【補助単価案】50万円

(※) 令和3年度補正予算事業から対象施設を一部変更

新型コロナウイルス流行下における妊婦等総合対策事業

-不安を抱える妊婦への分娩前のウイルス検査-

令和4年度第2次補正予算 12.4億円

1 事業の目的

- 新型コロナウイルス流行下において、不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査を実施する。

2 事業の概要・スキーム

- 新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊婦の方は一般の方々以上に、不安を抱いて生活を送っている状況にある。
- このようなことから、強い不安を抱える妊婦もしくは基礎疾患を有する妊婦がかかりつけ産婦人科医と相談し、本人が希望する場合に、分娩前にPCR等のウイルス検査を受けるための費用を補助する。

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市

【補助率】 1／2

【補助単価案】 9,000円（1回を限度）×妊婦数

【補助の条件】

- ① 検体採取を行う場所の整備など適切な検査実施体制の確保、
- ② 検査で陽性となった妊婦に対する適切な周産期医療体制の確保

【留意事項】

本検査は、妊婦の不安解消のため、本人が希望する場合に実施するものであり、院内感染対策を目的として、本人の意思によらず検査を強いるという性格のものではない。

（※）令和3年度補正予算事業から補助単価の変更

新型コロナウイルス流行下における妊婦等総合対策事業

-幼児健康診査個別実施支援事業-

1 事業の目的

- 新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、密閉空間・密集場所・密接場面を避けるために、幼児健康診査を集団健診から医療機関における個別健診へ切り替えた場合に生じる市区町村の負担を軽減する。

2 事業の概要・スキーム

- 1歳6か月児健診、3歳児健診を集団健診で実施していたが、今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、個別の医療機関等へ委託し、こども一人一人が医療機関へ健診を受診する個別健診へ切り替える。

3 実施主体等

【実施主体】市町村

【補助率】1／2

【補助単価案】医科5,930円／1人、歯科3,510円／1人

(※) 令和3年度補正予算においても同様の事業を実施